

## 随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のこという。

契約日	件 名	契約金額（税込）（単位：円） 当初 変更経過 最終（現時点）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外 の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外 の者の参加者数
001 令和7年04月01日	令和7年度地域主体のまちづくり支援業務	14,126,000		14,126,000	都市計画局都市景観部景観政策課	公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
002 令和7年06月09日	令和7年度地域特性を生かした景観創造のための調査・検討業務	21,560,000		21,560,000	都市計画局都市景観部景観政策課	株式会社地域計画建築研究所・株式会社スペースビジョン研究所共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
003 令和7年04月01日	令和7年度 京町家・木造住宅 耐震化支援事業等に係る業務委託	予定 総額 115,477,650		115,477,650	都市計画局建築指導部建築安全推進課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
004 令和6年04月05日	伝統的構法を用いた木造建築物の構造解析等及び図書省略認定等取得業務委託	19,800,000	18,920,000	20,680,000	都市計画局建築指導部建築審査課	株式会社立石構造設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
005 令和7年06月30日	建築計画概要書等Web閲覧システム構築業務委託	110,792,000		110,792,000	都市計画局建築指導部建築審査課	株式会社バスコ	政令第11条第1項第1号	物品			
006 令和7年04月01日	御池公共地下道及び接続通路部分の維持管理業務委託	184,927,094		184,927,094	都市計画局都市企画部都市総務課	御池公共地下道コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
007 令和7年04月01日	縁道維持管理業務委託	10,293,496		10,293,496	都市計画局都市企画部都市総務課	京都醍醐センター株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
008 令和7年04月01日	パセオ・ダイゴロー西館市施設共用部分管理委託（令和7年度）	8,799,030		8,799,030	都市計画局都市企画部都市総務課	京都醍醐センター株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
009 令和7年04月01日	令和7年度京都御池地下街株式会社地下倉庫の賃借	10,534,656		10,534,656	都市計画局都市企画部都市総務課	京都御池地下街株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
010 令和7年06月19日	京都府・市町村共同統合型G I Sシステム構築業務	13,200,000		13,200,000	都市計画局都市企画部都市総務課	株式会社バスコ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
011 令和7年07月11日	醍醐駅周辺における新しい公共空間づくり支援業務（公共空間利活用方針等の策定）	7,480,000		7,480,000	都市計画局都市企画部都市総務課	合同会社C O L T S	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
012 令和7年04月07日	令和7年度京都市防災まちづくり支援業務	24,250,000		24,250,000	都市計画局まち再生・創造推進室	公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
013 令和7年08月07日	令和7年度「つながる交流促進・まちづくり事業」企画・運営業務	5,000,000		5,000,000	都市計画局まち再生・創造推進室	株式会社ボーネルンド	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
014 令和7年05月13日	令和7年度京都市都市計画基本図修正・都市計画基礎調査・3D都市モデル整備業務	35,717,000		35,717,000	都市計画局まち再生・創造推進室	株式会社バスコ 京都支店	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
015 令和7年08月19日	令和7年度鴨川を中心としたまちづくり推進支援業務	14,091,000		14,091,000	都市計画局まち再生・創造推進室	中央復建コンサルタント株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
016 令和7年04月01日	令和7年度京町家相談員制度等の運用業務	7,202,800		7,202,800	都市計画局まち再生・創造推進室	公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
017 令和7年05月09日	令和7年度京都市京町家の保全・継承に係る施策検討業務	5,625,400		5,625,400	都市計画局まち再生・創造推進室	株式会社総合計画機構	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
018 令和7年06月02日	令和7年度京町家条例に基づく指定に係る調査等業務	6,292,000		6,292,000	都市計画局まち再生・創造推進室	株式会社ダン計画研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
019 令和7年06月12日	令和7年度エリアマネジメント支援事業（東野公園周辺エリア）	8,173,000		8,173,000	都市計画局まち再生・創造推進室	合同会社オフィスキャンプ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
020 令和7年05月12日	令和7年度京都駅前の将来像の検討に係る資料作成等業務	10,890,000		10,890,000	都市計画局まち再生・創造推進室	株式会社日建設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
021 令和7年04月01日	令和7年度烏丸公共地下道維持管理業務委託	21,549,996			都市計画局都市企画部都市計画課	J R 西日本京都S C 開発株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
022 令和7年04月01日	京都市都市計画マスターPLANの策定業務（その2）	8,199,400			都市計画局都市企画部都市計画課	応用技術株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
023 令和7年04月02日	令和7年度京都市都市計画道路網の見直し業務（その2）	16,940,000			都市計画局都市企画部都市計画課	パシフィックコンサルタント株式会社京都事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事	過去に有		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のこという。

契約日	件 名	契約金額（税込）（単位：円） 当初 変更経過 最終（現時点）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外 の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外 の者の参加者数
024 令和7年08月04日	令和7年度パークアンドライド利用の促進業務	13,483,800		13,483,800	都市計画局歩くまち 京都推進室	株式会社ミーティング	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
025 令和7年04月01日	関西圏における鉄道を活用した京都市内観光地等への移動ルートの周知・案内業務	19,253,520		19,253,520	都市計画局歩くまち 京都推進室	株式会社JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
026 令和7年07月30日	京都駅における臨時交通案内所の設置等による観光客の案内・誘導業務	13,799,680		13,799,680	都市計画局歩くまち 京都推進室	株式会社日本旅行	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
027 令和7年08月07日	令和7年度 公共交通システムに係る調査業務	9,944,000		9,944,000	都市計画局歩くまち 京都推進室	中央復建コンサルタント株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
028 令和7年08月08日	京都駅一極集中の緩和に向けたデジタル広告による情報発信業務	12,000,000		12,000,000	都市計画局歩くまち 京都推進室	株式会社博報堂プロダクツ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
029 令和7年07月02日	京北地域に適した移動サービスの検討に向けた調査・検証業務	6,000,000		6,000,000	都市計画局歩くまち 京都推進室	一般社団法人システム科学研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
030 令和7年06月23日	令和7年度「歩いて楽しいまちなか戦略」推進業務	6,380,000		6,380,000	都市計画局歩くまち 京都推進室	株式会社関広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
031 令和7年04月01日	令和7年度京都駅八条口一般車乗降場における車両誘導・啓発等業務	29,722,550		29,722,550	都市計画局歩くまち 京都推進室	株式会社コトナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
032 令和7年06月05日	京都駅八条口タクシー配車システム設備更新業務	6,797,560		6,797,560	都市計画局歩くまち 京都推進室	株式会社日立パワーソリューションズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
033 令和7年04月01日	令和7年度 京都市子育て世帯既存住宅取得応援金に関する業務委託	24,840,000		24,840,000	都市計画局住宅室住宅政策課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
034 令和7年04月01日	令和7年度京都市安心すまいづくり推進事業に関する業務委託	72,890,000		72,890,000	都市計画局住宅室住宅政策課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
035 令和7年04月01日	洛西ニュータウン関連維持管理・整備事業	68,760,232		68,760,232	都市計画局住宅室住宅政策課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
036 令和7年05月08日	洛西ニュータウン内の公共空間を活用した市民協働によるまちづくりの支援業務	7,810,000		7,810,000	都市計画局住宅室住宅政策課	株式会社s t u d i o - L	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
037 令和7年05月12日	洛西タウンセンター広場等の再整備に係る測量及び基本設計業務委託	19,030,000		19,030,000	都市計画局住宅室住宅政策課	日本工営都市空間株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	有		
038 令和7年04月01日	令和7年度空き家相談窓口受付等業務委託	23,275,000		23,275,000	都市計画局住宅室住宅政策課	京都府行政書士会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
039 令和7年04月18日	「Kyoto Dig Home Project」の推進業務委託	5,810,000		5,810,000	都市計画局住宅室住宅政策課	株式会社都市機能計画室	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
040 令和7年04月01日	住宅管理システム運用・保守対応業務	25,785,650		25,785,650	都市計画局住宅室住宅管理課	住宅管理システム運用・保守対応業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
041 令和7年04月01日	向島市営住宅9街区管理業務委託	8,137,800		8,137,800	都市計画局住宅室住宅管理課	株式会社長栄	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
042 令和7年04月01日	京都市市営住宅の管理に関する協定	3,768,919,000		3,768,919,000	都市計画局住宅室住宅管理課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
043 令和7年04月01日	被災者向け住宅情報センター運営に関する業務委託	29,304,000		29,304,000	都市計画局住宅室住宅管理課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
044 令和7年06月27日	令和7年度深草市営住宅敷地及び越後屋敷市営住宅敷地に係る境界確定業務委託	7,547,100		7,547,100	都市計画局住宅室住宅管理課	公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
045 令和7年07月22日	令和7年度石田東及び石田西市営住宅敷地に係る底地整理業務委託	10,147,500		10,147,500	都市計画局住宅室住宅管理課	公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
046 令和7年04月01日	「京都市市営住宅ストック総合活用指針」住替え事業に係る移転支援業務委託	27,170,000		27,170,000	都市計画局住宅室住宅管理課	株式会社創建設	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		

## 随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のこという。

契約日	件 名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
047	令和7年04月21日 義正市営住宅団地再生事業に伴う底地整理等業務委託	13,359,500		13,359,500	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
048	令和7年04月01日 改進地区境界確定等業務委託	8,096,000		8,096,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
049	令和7年03月28日 京都市義正市営住宅整備工事設計業務委託 ただし、Y3棟新築その他工事設計業務委託	106,700,000		111,998,700	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	株式会社三宅建築事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	過去に有		
050	令和7年04月30日 京都市錦林市営住宅新築工事設計業務委託 ただし、新K2棟及びK3棟（仮称）設計意図伝達等業務委託	2,552,000		2,552,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	株式会社三宅建築事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
051	令和7年06月11日 京都市市営住宅団地再生事業 三条市営住宅更新棟（第3期）等基本計画策定支援業務	25,300,000		25,300,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	株式会社住建設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	有		
052	令和7年05月01日 義正市営住宅団地再生事業に係る入居者移転支援業務	22,000,000		22,000,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	株式会社ビードリーム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
053	令和7年04月25日 三条・岡崎市営住宅及び壬生東・壬生市営住宅団地再生事業に係る入居者移転支援業務	22,500,000		22,500,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	株式会社創建設/明日香サポートサービス株式会社/イーチ合同会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度地域主体のまちづくり支援業務

### 2 担当所属名

都市計画局都市景観部景観政策課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1  
公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター

### 6 契約金額（税込み）

14,126,000円

### 7 契約内容

- ・まちづくりに取り組む地域への専門家派遣等の支援業務
- ・「京都市地域景観まちづくりネットワーク」の活動支援業務
- ・建築協定の活用推進業務
- ・連絡協議会の活動支援業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

今後のまちづくりを一層推進するためには、現在の行政主導の支援によるものではなく、地域の主体的なまちづくり活動に向けた気運の醸成や、地域と多用な専門家との連携のもとに取組を進めしていくことができる環境整備が不可欠である。

そのためには、上記の2の各業務を実施するうえで、以下の要件を満たす必要がある。

- ① 本市のまちづくりに関わる制度及び政策に精通していること。
- ② 地域の主体的なまちづくり活動に関する知識、技術、経験等を有しており、他の地域団体と連携しながら、当該団体を指導・育成できること。中でも、委託業務内容の大部分を占める専門家派遣事業については、地域の特性を把握し、地域の課題や状況に応じて専門家を派遣するマッチングに長けていること。

上記①の要件を満たす委託先候補としては、本市が景観法に基づき、専門家派遣事業をはじめとする、景観法第93条に掲げられた各業務を行うにふさわしいと認めた景観整備機構のみに限定される。現在、景観整備機構として指定しているのは、「公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター（以下「センター」という。）」（平成17年5月指定）と「NPO京都景観フォーラム」（平成2

6年8月指定)の2者のみである。

2者のうち、上記②の要件を満たすのは、・指定年数が長く、他の地域団体を育成する地盤があること、・多種多様な専門家を擁していること、・長年にわたり、各地域に対する1年単位での専門家派遣を実施し、派遣事業のノウハウや地域の事情に精通していること等により、豊富な実績と経験を有するセンターのみである。

以上のように、センターは本業務の委託先に求める要件をすべて満たしており、本業務の遂行にあたって最も適正のある団体であると認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、センターと随意契約を締結する。

#### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

#### 10 契約の相手方の選定理由

相手方が特定されるために随意契約を行う。(8参照)

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度地域特性を生かした景観創造のための調査・検討業務

### 2 担当所属名

都市計画局都市景観部景観政策課

### 3 契約締結日

令和 7 年 6 月 9 日

### 4 履行期間

令和 7 年 6 月 10 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

株式会社地域計画建築研究所・株式会社スペースビジョン研究所共同企業体

(代表者) 京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町 99 番地

株式会社地域計画建築研究所

### 6 契約金額（税込み）

21,560,000 円

### 7 契約内容

- ・京都における景観の調査・評価手法の構築
- ・景観の調査の実施
- ・近年の都市政策の潮流や社会動向に関する調査
- ・調査結果を元にした課題分析とアプローチ手法の検討
- ・「京都市景観政策検討委員会」の運営等

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施に当たっては、新景観政策をはじめとする本市の景観行政に関する相当の知識や、景観の調査・分析に関する技術・ノウハウを有することが求められる。加えて、調査結果から導かれた課題等に対するアプローチ手法を検討するため、景観やまちづくり、都市計画に関する技術に精通していることが求められる。

したがって、本業務の委託は、契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法に顕著な差が表れるものであり、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なることから、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するためには、主として価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要がある。

そのため、性質又は目的が競争入札に適さないもの（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）に該当すると認められることから、公募型プロポーザル方式により、評価結果が第 1 順位の提案を行った事業者と随意契約する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

相手方が特定されるために随意契約を行う。(8参照)

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度 京町家・木造住宅 耐震化支援事業等に係る業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局建築指導部建築安全推進課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10  
京都市住宅供給公社

### 6 契約金額（税込み）

（予定総額） 115,477,650円

### 7 契約内容

民間木造住宅の耐震化を促進するため、木造住宅耐震化支援業務等を委託するもの

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託業務はすまいに関し、市民等を対象とした相談対応及び情報発信、地域と連携した普及啓発、木造住宅及び京町家の耐震診断士派遣事業に係る申請受付等を一貫して総合的に実施するものである。

地域と連携した普及啓発は、公的信用力により地域住民と信頼関係を構築し、円滑・弾力的かつ継続的に業務を遂行する経験が求められる。また、市民等を対象とした相談対応及び情報発信、木造住宅及び京町家の耐震診断士派遣事業は、秘密厳守・公平性・中立性が求められる。

さらに、市民サービスを向上し、すまいの耐震化をより一層促進するためには、本委託業務と関連する事業の相談や総合的な提案等のワンストップ窓口としての機能が求められる。

このため、営利を目的とする団体は委託になじまず、継続的・総合的な業務遂行能力が必要であり、随意契約理由として最大の理由である地域と連携した普及啓発及び京都市の利益増進につながる任務を担える唯一の団体である京都市住宅供給公社に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結する。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

伝統的構法を用いた木造建築物の構造解析等及び図書省略認定等取得業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局建築指導部建築審査課

### 3 契約締結日

(当初) 令和6年4月5日

(変更①) 令和6年11月27日

(変更②) 令和7年3月28日

(変更後) 令和7年6月27日

### 4 履行期間

(当 初) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(変更①) 令和6年4月1日から令和7年6月30日まで

(変更後) 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区姉小路通柳馬場東入る菊屋町562森口ビル2階

株式会社立石構造設計

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) 19,800,000円

(変更①) 18,920,000円

(変更後) 20,680,000円

### 7 契約内容

伝統的構法を用いた木造建築物の新築が促進されるよう、構造解析等の業務等を委託するもの

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託契約は、伝統的構法を用いた木造建築物の新築が促進されるよう、仕様書作成及び構造解析を行い、建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号ロ（1）及び（2）の規定に基づく国土交通大臣の認定を取得することを目的としている。

これまで、契約の相手方は、大臣認定の技術的評価（性能評価）を担う指定性能評価機関である「一般財団法人 日本建築総合試験所」（以下「日総試」という。）と事前協議のうえ、本業務を進めてきた。

しかし、性能評価委員会（指定性能評価機関が設置する性能評価を審査する組織）において事前審議されたところ、構造安全性の評価には技術的に非常に高度な判断を要することから、大臣認定を取得するためには、性能評価の申請前に、日総試が実施する建築技術安全審査を受け、審査書を取得する必要があると判断された。

当該審査を受けるためには、委託業務の変更とともに、一定の期間を要することから、本委託契約内容を変更することとし、これに伴い契約金額及び履行期間を変更する。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本委託契約で必要となる次の資格要件を満たす者が他になく、特定の者でなければ契約の内容を履行することができないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、株式会社 立石構造設計との随意契約を締結した。

- ア 伝統的構法を用いた木造の構造設計業務において複数の実績を有するものであること。(限界耐力計算、時刻歴応答解析(大臣認定を取得したものに限り、免震建築物を除く。)ともに実績を有する者に限る。)
- イ 建築基準法第68条の10、第68条の25若しくは第68条の26又は同法旧第38条の認定を取得した業務(木造建築物の構造方法(部材のみのものを除く。)に限る。)において実績を有する者であること。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

建築計画概要書等Web閲覧システム構築業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局建築指導部建築審査課

### 3 契約締結日

令和7年6月30日

### 4 履行期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659  
株式会社パスコ

### 6 契約金額（税込み）

110,792,000円

### 7 契約内容

建築計画概要書等のインターネット公開に向けたWeb閲覧システムの構築業務を委託するもの

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、建築指導部で運用している現行システムに、建築計画概要書等の公開機能を追加し、業務支援機能の最適化等を図ることを目的として、システムバージョンアップを実施するものである。

新システムは令和8年3月に運用開始予定であるが、建築計画概要書等の情報が膨大であることから、2箇年に渡りデータ整備や移行作業を行うこととなる。新システムは現在窓口に設置している窓口閲覧システムとの連携機能がないため、全ての移行作業が終了する令和8年度末まで、現行システムと新システムを並行して運用する必要がある。

現行システムについては(株)パスコが著作権及び知的財産権を保有するパッケージ製品であり、利用規約の禁止行為として、「第三者に有償無償を問わず利用させること」や譲渡等を禁止している。

本業務では年度内の供用開始を目指すことから、整備が終わったデータを随時システムに取り込み、並行して稼働テスト、調整を行う必要がある。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第 1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 1号)

■地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

随意契約の理由のとおり、現行の窓口で閲覧に供する情報とインターネット公開中の情報を同期し、現行システムと新システムの頻繁なデータ連携を行うこと、整備済みのデータを取り込み、システムの稼働テスト、調整を行うことは既存ベンダーである(株)パスコしか業務を担うことができない。

既存の建築台帳システムは、建築指導部が所管する各種業務に関する機能、情報を多数搭載しており、障害等が発生した場合、本市の業務遂行に多大な影響を与えることになる。

株式会社パスコは、既存の建築台帳システム並びに窓口閲覧システムの設計・開発及びメンテナンス事業者として、十分な知識と技術力及び適切かつ確実に業務を遂行する能力を有しており、既存の業務機能を損なうことなく、本業務を履行することができる唯一の事業者である。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

御池公共地下道及び接続通路部分の維持管理業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局都市企画部都市総務課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

御池公共地下道コンソーシアム

京都市中京区御池通寺町東入る下本能寺町492番地の1

代表 京都御池地下街株式会社

### 6 契約金額（税込み）

184,927,094円

### 7 契約内容

御池公共地下道の仕上材の点検管理業務、軽微な補修業務、清掃業務、出入口の開閉及び巡視業務、設備の管理業務及び軽微な補修業務、防犯・防災業務、光熱費の支払い業務、アート作品の維持管理業務等の御池公共地下道の管理委託を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

御池公共地下道及び接続通路部分の防災・防犯設備が、御池公共地下道コンソーシアムが管理する地下街の防災センターで一体管理するよう設計されており、不可分であるため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

緑道維持管理業務

### 2 担当所属名

都市計画局都市企画部都市総務課

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区醍醐高畠町 30 番地の 1

京都醍醐センター株式会社

### 6 契約金額（税込み）

10,293,496 円

### 7 契約内容

パセオ・ダイゴロー西館と一体的に構成されている緑道の清掃、植栽の管理、設備の管理・維持修繕に関する事項及び I T V 監視に関する事項等の緑道の管理委託を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都醍醐センター株式会社の施設のひとつである防災センターが、パセオ・ダイゴロー西館及び周辺全体の防犯・防災を一体的に集中管理・運営しており、不可分であるため。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

パセオ・ダイゴロー西館市施設共用部分管理委託（令和7年度）

### 2 担当所属名

都市計画局都市企画部都市総務課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区醍醐高畠町30番地の1

京都醍醐センター株式会社

### 6 契約金額（税込み）

8,799,030円

### 7 契約内容

パセオ・ダイゴロー西館の京都市の所管施設（都市計画局、文化市民局、保健福祉局、教育委員会）が共用する部分の清掃、設備の管理・維持修繕に関すること及びITV監視に関すること等の管理委託を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都醍醐センター株式会社の施設のひとつである防災センターが、パセオ・ダイゴロー西館及び周辺全体の防犯・防災を一体的に集中管理・運営しており、不可分であるため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度京都御池地下街株式会社地下倉庫の賃借

### 2 担当所属名

都市計画局都市企画部都市総務課

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区御池通寺町東入る下本能寺町 492 番地の 1  
京都御池地下街株式会社

### 6 契約金額（税込み）

10,534,656 円

### 7 契約内容

京都御池地下街株式会社が保有する地下倉庫を賃借する。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

都市計画局内の所属の書類を保管する倉庫を賃借するものであり、賃借の条件として、勤務公舎と近い距離にあること、書類を補完する相当なスペースがあることとしているが、京都御池地下街株式会社以外に、条件を満たす倉庫がないことから、当該相手方と随意契約する。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都府・市町村共同統合型G I Sシステム構築業務

### 2 担当所属名

都市計画局都市企画部都市総務課

### 3 契約締結日

令和7年6月19日

### 4 履行期間

令和7年6月19日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659

株式会社パスコ 京都支店

### 6 契約金額（税込み）

13,200,000円

### 7 契約内容

市民や事業者が、開発登録簿、指定道路地図、遺跡地図等といったまちづくり関連情報を、インターネット上で得ることができるよう、京都府・市町村共同統合型G I Sシステムを構築する。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都府・市町村共同統合型G I Sシステムは、京都府自治体情報化推進協議会が運営するシステムである。本委託を安定かつ確実に遂行するためには、京都府・市町村共同統合型G I Sシステムの既存の機能や構造に係る知識が必要である事に加え、同システムに関する排他的な著作権を有する株式会社パスコのみが履行可能であるため。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

醍醐駅周辺における新しい公共空間づくり支援業務（公共空間利活用方針等の策定）

### 2 担当所属名

都市計画局都市企画部都市総務課

### 3 契約締結日

令和7年7月11日

### 4 履行期間

令和7年7月11日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府堺市南区晴美台1-16-2

合同会社C O L T S

### 6 契約金額（税込み）

7,480,000円

### 7 契約内容

醍醐駅周辺の公共空間において、

- ・ポテンシャルの分析
- ・リニューアルに向けた検討
- ・伏見区役所醍醐支所が実施する社会実験及びリニューアルに向けた検討を基にした公共空間の利活用方針等の作成を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の目的をより効果的かつ効率的に達成するため、価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要があったためプロポーザルを実施した結果、当該委託先が受託候補者として選定され、また、その後の業者との協議でも、本業務を実現できると判断したため、委託先として契約することとなった。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度京都市防災まちづくり支援業務

### 2 担当所属名

都市計画局まち再生・創造推進室

### 3 契約締結日

令和7年4月7日

### 4 履行期間

令和7年4月8日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1

公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター

### 6 契約金額（税込み）

24,250,000円

### 7 契約内容

密集市街地における学区単位や路地・町単位の防災まちづくり活動に対し、防災まちづくりについての専門知識を有する者の派遣を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

密集市街地や路地・町単位において防災まちづくり活動支援に当たっては、地域において自発的かつ自立的に取組を進めることができる環境整備が不可欠である。そのため、契約の相手方は、以下の要件を満たした事業者を選定する必要がある。

- (1) 地域の主体的な防災まちづくりやまちづくり活動に関する知識、技術及び経験等を有し、かつ、地域の特性を把握し、地域の課題や状況に応じた専門家のマッチングに長けていること。
- (2) 地域防災まちづくり専門家の業務範囲は多様であり、特に路地・町単位の取り組みにおいては、建築基準法や都市計画法の活用から、土地の分筆登記や道路整備まで多岐に渡るが、様々な分野の専門家や実務者（以下「専門家等」という。）との連携体制を有し、専門家の取組を支える体制が充実していること。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

## 10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター（以下「センター」という。）は、本業務の委託先に求める要件を以下のとおりすべて満たしており、本業務の遂行に当たって最も適性のある団体であると認められるため、地方自治法施工令第167条の2第1項第2号の規定により、センターと随意契約を締結する。

(1) センターで実施している「まちづくり活動支援事業」の専門家派遣（コンサルタント派遣）において、まちづくりコンサルタント、学識経験者及び一級建築士など、多種多様な専門家を登録するとともに、複数の分野に渡るまちづくりに関する地域のニーズや状況に合わせて適切な専門家を派遣し、市民の自主的なまちづくりの取組が進められてきたという実績があるため、専門家のマッチングに長けていると認められること。

また、これらの取組では、地区計画の策定や防災まちづくりの支援、実務者と連携した空き家活用等に関する幅広い支援を行っており、防災まちづくりに必要な知識、技術、経験等を有していると認められること。

(2) センターでは、経済、不動産、建築、金融、法律及び市民活動等の多くの団体が集まる「京町家等継承ネット」など、防災まちづくりに欠かせない専門家との協同のネットワークを既に構築しており、これを活用することで、専門家への相談に応じて専門家相互の交流を促進するなど、多様な専門家の支援を可能とする体制が整っていると認められること。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度「つながる交流促進・まちづくり事業」企画・運営業務

### 2 担当所属名

都市計画局まち再生・創造推進室

### 3 契約締結日

令和7年8月7日

### 4 履行期間

令和7年8月7日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市中央区東心斎橋一丁目16番29号  
株式会社ボーネルンド

### 6 契約金額（税込み）

5,000,000円

### 7 契約内容

市民向け講座の開催を通じて洛西地域ならではの地域資源の更なる発掘、発信や、多世代の交流促進、関係人口「洛西ファン」の増加、まちづくりに繋がる機会の創出等を図るための企画・運営を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、洛西地域における本市施設「京都市交流促進・まちづくりプラザ」が地域交流拠点として果たしている役割である、日々のまちづくり相談、それらの相談からの関係者へのマッチング及び伴走支援等の機能を地域全体に拡げ、洛西地域ならではの地域資源の更なる発掘・発信や、多世代の交流促進、関係人口「洛西ファン」の増加、まちづくりに繋がる機会の創出等を図ることを目的に、市民向け講座の開催や講座内容を踏まえたトライアル等を実施するものである。

委託業務の実施にあたっては、運営を効率的に実施する上において「京都市交流促進・まちづくりプラザ」と密接な連携が必要となることはもとより、本業務の趣旨に沿った講座の企画や講師の選定、広報等の実施のためには、洛西の地域資源や住民の興味・関心への理解と、地域団体との幅広いネットワークを有していることが求められる。

以上のことから、本業務を、効率的・効果的に実施していくのは「京都市交流促進・まちづくりプラザ」の指定管理者である株式会社ボーネルンドしかいないため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度京都市都市計画基本図修正・都市計画基礎調査・3D都市モデル整備業務

### 2 担当所属名

都市計画局まち再生・創造推進室

### 3 契約締結日

令和7年5月13日

### 4 履行期間

令和7年5月14日から令和8年3月19日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町659

株式会社パスク 京都支店

### 6 契約金額（税込み）

35,717,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 7 契約内容

本業務は、京都市の様々な都市活動データや施設情報等を統合する情報基盤として国土交通省が策定する標準仕様に準拠した3D都市モデルを整備することで、まちづくりのデジタル・トランスフォーメーションを実現するため、3D都市モデル整備並びにその原典データである都市計画基本図の修正及び都市計画基礎調査の実施について業務委託を行うもの。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、国土交通省が求めるデータの提出期限を遵守する必要がある中で、情報基盤として、3D都市モデルに可能な限りの属性情報を精緻に充足させることが重要である。

そのためには、属性情報の原典データとなる都市計画基礎調査において、土地利用や建物の現況を把握するための情報領域に精通しているうえで、属性情報を収集するための効果的な手順や活用する情報の提案を求める必要がある。

また、3D都市モデルの形状のベースとなる都市計画基本図の修正作業においても、作業時間を要すると想定される都市計画基礎調査に対し、隨時、更新した形状情報を繋げていくことが可能なよう作業の工夫が求められる。

このため、本業務の委託に際しては、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するための創意工夫が必要不可欠であることから、主として価格以外の要素におけるプロポーザルによって契約の相手方を選定する必要がある。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第111条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第111条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルにより、評価結果が第1順位の提案を行ったもの。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度鴨川を中心としたまちづくり推進支援業務

### 2 担当所属名

都市計画局まち再生・創造推進室

### 3 契約締結日

令和7年8月19日

### 4 履行期間

令和7年8月20日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3

中央復建コンサルタンツ株式会社

### 6 契約金額（税込み）

14,091,000円

### 7 契約内容

鴨川を中心としたまちづくりの支援

（官民連携まちづくりの推進（全体計画や将来像の作成、機運醸成の取組など））

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の遂行に当たっては、多様な主体と連携してまちづくりの推進等の支援を行うものであることから、都市計画やまちづくりに関する知識、地域の住民や事業者等とともにまちづくりに関する取組を進めてきた経験や能力及び地域資源の利活用等に係るノウハウやコンサルティング力が必要である。

このため、本業務の委託に際しては、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素におけるプロポーザルによって契約の相手方を選定する必要があった。

よって、性質又は目的が競争入札に適さないもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に該当すると認められるため、公募型プロポーザルにより、評価結果が第1順位の提案を行った提案提出者と契約を行った。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度京町家相談員制度等の運用業務

### 2 担当所属名

都市計画局 まち再生・創造推進室

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター

### 6 契約金額（税込み）

7,202,800円

### 7 契約内容

京町家の所有者や居住者等（以下「所有者等」という。）が京町家の保全及び継承に関する相談を安心感を持って行うことができる、身近な相談体制を整備するため、一定の資格や経験年数があり、所定の研修を受講した方を「京町家相談員」として登録し、派遣する制度を運用する。具体的には、京町家相談員の登録事務、研修会の企画・開催、所有者等への一次相談対応を行うとともに、所有者等の相談内容に応じて適切な分野の京町家相談員を派遣する業務を行う。また、京町家の保全・継承に係る相談・マッチング機能の強化を図るため、「京町家マッチング制度」と「京町家なんでも相談（専門相談）」の統合に係る事務等を行う。具体的には、統合に伴って生じる登録事務や、既登録の京町家相談員に対する補足情報の収集や必要な情報提供等の業務を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

「7 契約内容」の業務を実施するためには、契約の相手方は以下の要件を満たしている必要がある。

条件1 所有者等からの多種多様な相談の内容を正確に汲み取ったうえで課題を整理し、適切な分野の相談員を選定するコーディネートの役割を果たすために、京町家に関する幅広い知識と経験を有しているとともに、所有者等からの相談に適切に対応できる能力を有すること

条件2 所有者等が安心して、自発的に相談するためには、営利を目的とせず、公平かつ公正に相談に応じるという公的信用力を持つこと

条件3 京町家相談員が京町家の相談対応に必要なノウハウを身につけることを目的とした研修カリキュラムを組み立てるために、専門家や学識者との豊富なネットワークを有し、新たな専門家を研修し、育成することができること

## 9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

## 10 契約の相手方の選定理由

契約の相手方は、委託先に求める条件を以下のとおり満たしており、全ての条件を備える事業者がセンターの他に存在しないことから、性質又は目的が競争入札に適さないもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に該当すると認められるため、随意契約ガイドライン2（1）ウに基づき、随意契約を行う。

条件1 契約の相手方は、平成9年の設立当初から京町家の保全・再生に関する取り組みに注力し、この間、京町家なんでも相談や京町家再生セミナー、京町家カルテといった京町家に関する取組を多岐にわたり展開され、京町家に関する知識や相談対応のノウハウを蓄積していること。なかでも「京町家なんでも相談」については、所有者等からの京町家の維持・継承に伴う様々な悩みや不安の解消に向けた相談対応窓口であり、平成13年の制度創設時より年間約400件の相談対応を実施している実績があり、所有者等からの一次相談に適切に対応できる能力や業務遂行の体制を有していると認められること

条件2 本市の外郭団体であり公益財団法人という性質からも、営利を目的とした働きかけがなく、公的信用力があること

条件3 京町家等継承ネットの事務局を務めていることや、京町家カルテ事業の実施を通じて、不動産・建築士・大工・税理士・司法書士・金融機関等の団体や京町家の保全・継承に精通した学識者とのネットワーク環境を有している。また、京町家再生セミナーなど、専門家に対する研修や育成も積極的に実施しており、京町家の相談対応に必要なノウハウを身につけるための研修の企画立案能力や実施体制を有していると認められること

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度京都市京町家の保全・継承に係る施策検討業務

### 2 担当所属名

都市計画局 まち再生・創造推進室

### 3 契約締結日

令和7年5月9日

### 4 履行期間

令和7年5月10日～令和8年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市谷町2丁目2番22号

株式会社総合計画機構

### 6 契約金額（税込み）

5,625,400円

### 7 契約内容

本市では、京町家を保全し、将来の世代に継承するため、平成29年11月に「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」（以下「京町家条例」という。）を制定し、条例に基づく解体の事前届出制度や指定制度の運用をはじめ、改修補助金や活用者とのマッチング等の支援など、総合的な取組を進めてきた。

京町家条例の制定から7年が経過する今、京町家の現状を把握したうえで、京町家条例をはじめとする現行の施策を全面的に検証し、より実効性の高い施策体系へと再構築を図る必要がある。

このため、令和6年度には「京町家状況調査業務」及び「京町家の保全・継承に係る施策の点検及び検証並びに施策の在り方に係る検討業務」（以下「令和6年度業務」という。）を行い、京都市京町家保全・継承審議会（以下「審議会」という。）に対して諮問を行ったところである。

本業務は、審議会における議論を踏まえながら、京町家の保全・継承に係る施策の点検及び検証並びに施策の在り方を総合的に検討し、取りまとめることを目的に、以下の業務を委託する。

- ・令和6年度業務成果物を基にした追加分析
- ・京町家の保全・継承に係る施策の検証及び実効性の高い施策案の提案
- ・京町家の保全・継承に係る施策の検討結果の取りまとめ
- ・審議会の運営補助

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務に当たっては、業務の目的や京町家の現行施策を理解したうえで、適切な調査方法を検討し、本市と協議して必要な調査を実施する必要がある。さらに、調査結果や取組実績等を踏まえて、現行施策を総括するとともに、施策充実の方向性や対応策の検討を行い、より実効性のある具体的な取組内容について検討を行う能力が必要である。

これらのことより、本業務の委託に際しては、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素におけるプロポーザルによって契約の相手方を選定する必要がある。

よって、性質又は目的が競争入札に適さないもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、随意契約ガイドライン2(4)）に該当すると認められるため、公募型プロポーザルにより、評価結果が第1順位の提案を行った提案提出者と契約を行う。

#### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

#### 10 契約の相手方の選定理由

受託候補者選定委員会に置いて、受託希望者から提出された提案書を各委員が評価し、算出した評価点の平均点が最大となるものを受託候補者として選定した。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度京町家条例に基づく指定に係る調査等業務

### 2 担当所属名

都市計画局 まち再生・創造推進室

### 3 契約締結日

令和7年6月2日

### 4 履行期間

令和7年6月3日～令和8年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市中央区大手通1丁目2番10号

株式会社ダン計画研究所

### 6 契約金額（税込み）

6,292,000円

### 7 契約内容

本市では、京町家の滅失傾向に歯止めがかかる現状を踏まえ、平成29年11月に京町家を保全し、将来の世代に継承するため、「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」（以下「京町家条例」という。）を制定し、京町家の解体に係る事前届出制度や指定制度の運用をはじめ、指定した京町家への改修補助金など総合的な取組を進めてきた。

本業務においては、京町家条例に基づき、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を図るうえで特に重要な京町家を「個別指定京町家」として指定することを目的とし、対象候補の調査及び指定について審議を行う「京都市京町家保全・継承審議会指定部会」（以下「指定部会」という。）への諮問に係る事務作業、指定部会の運営並びに指定に係る周知等を委託する。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務に当たっては、指定部会において個別指定京町家の指定に向けて正確に審議するために、現地調査等において、京町家の特徴のある形態や意匠を理解したうえで、必要な情報を収集し、指定部会を円滑に運営するための諮問資料を作成する能力が必要である。

これらのことより、本業務の委託に際しては、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素におけるプロポーザルによって契約の相手方を選定する必要がある。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

## 10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル実施の結果、1者しか応募がなく、応募のあった1者の提案内容について受託候補者選定委員が審査した結果、本業務を受託する者としてふさわしいと判断されたため、当該事業者と委託契約を締結することとした。

なお、プロポーザルへの応募者が1者の場合の取り扱いについては、以下のとおりの考え方としている。

### 1 「応募者に求める資格などの応募条件を緩和する余地がないこと。」について

本プロポーザルにおいて応募要件としている項目のうち、以下の2点については、本業務の適切な実施に当たり特に求めることとした要件であるが、京町家条例に基づき、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を図るうえで特に重要な京町家を「個別指定京町家」として、また、京町家が集積しており、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を図るうえで特に重要な地域を「京町家保全継承地区」として指定するという目的を達成するためには、以下の応募条件を緩和することは適当でない。

- (1) 当該業務と同種又は類似の業務について、受託実績があること
- (2) 一級建築士資格、二級建築士資格又は木造建築士資格取得後2年以上の実務経験を有する技術者を配置すること

#### (緩和することが適当でない理由)

本業務においては、指定対象となる京町家及び地区について、京都市京町家保全・継承審議会指定部会に諮問するに当たり、対象建築物の基礎情報調査、文献調査及び現地調査等を行い、その調査結果に基づき、対象建築物の歴史的考察及び調査記録を行う能力が求められる。

また、現地調査においては、京町家の残存状況、構造、規模・形態、外観意匠の要素、高塀の有無、隣家との接合状況などを調査する必要があり、同様の現地調査業務の実績が求められるとともに、京町家に関する一定の専門的な知識・経験等が不可欠である。

### 2 「事業者への周知を十分に行ったうえで、応募者が1者であること。」について

提案募集期間を2週間以上確保し、標準的な周知期間を設けていることや、ホームページに掲載するほか、応募者以外の京町家関連業務の受託実績がある以下の4事業者に個別の声掛け周知を行うなど、十分に周知を行っている。

① : A社

京町家関連事業の受託実績多数

② : B社

「京町家再生プランの見直し検討業務」受託実績あり

③ : C社

「京町家等に係る法規制の合理化に関する調査研究業務」受託実績あり

④ : D社

「重点取組地区における空き家調査及び空き家の活用等に係る啓発に係る業務」受託実績あり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度エリアマネジメント支援事業（東野公園周辺エリア）

### 2 担当所属名

都市計画局まち再生・創造推進室

### 3 契約締結日

令和7年6月12日

### 4 履行期間

令和7年6月13日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

奈良県吉野郡東吉野村大字狭戸60番地の3  
合同会社オフィスキャンプ

### 6 契約金額（税込み）

8,173,000円

### 7 契約内容

東野公園及びその周辺の公共施設について、新たな利活用に向けた実証実験やビジョンの作成を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の遂行に当たっては、多様な主体と連携してまちづくりの推進等の支援を行うものであることから、都市計画やまちづくりに関する知識、地域の住民や事業者等とともにまちづくりに関する取組を進めてきた経験や能力及び地域資源の利活用等に係るノウハウやコンサルティング力が必要である。

このため、本業務の委託に際しては、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素におけるプロポーザルによって契約の相手方を選定する必要がある。

よって、性質又は目的が競争入札に適さないもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に該当すると認められるため、公募型プロポーザルにより、評価結果が第1順位の提案を行った提案提出者と契約を行う。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度京都駅前の将来像の検討に係る資料作成等業務

### 2 担当所属名

都市計画局まち再生・創造推進室

### 3 契約締結日

令和7年5月12日

### 4 履行期間

契約の日の翌日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

株式会社 日建設計 大阪オフィス

### 6 契約金額（税込み）

10,890,000円

### 7 契約内容

新京都戦略に掲げるリーディング・プロジェクトの実現に向け、必要な事項を検討、資料を作成するもの

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、新京都戦略に掲げるリーディング・プロジェクトの実現に向けた将来像の策定にあたり、都市景観・街並みデザインを検討し、必要な資料を作成するものである。業務にあたり、検討する内容や、その検討に係るビジュアル資料作成の実績や提案が重要であり、それらを業者選定の指標にする必要がある。

このため、本業務の委託に際しては、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素におけるプロポーザルによって契約の相手方を選定する必要がある。

よって、性質又は目的が競争入札に適さないもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に該当すると認められるため、公募型プロポーザルにより、評価結果が第1順位の提案を行った提案提出者と契約を行う。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度烏丸公共地下道維持管理業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局都市企画部都市計画課

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町 902 番地  
JR西日本京都SC開発株式会社

### 6 契約金額（税込み）

21,549,996 円

### 7 契約内容

- (1) 電気料金の支払及び地下道内に広告物掲出の占用許可を受けた者が使用した電気料金の実費徵収
- (2) 水道料金の支払
- (3) 清掃業務
- (4) 警備業務
- (5) 京都市が選任する電気主任技術者の指示及び保安監督に基づく烏丸公共地下道の電気設備の工事、維持及び運用に関する業務
- (6) 機械室内に設置の発電機、蓄電池等の定期保守点検及び試運転
- (7) 防災受信盤の常時監視及び定期保守点検
- (8) 市有財産目的外使用許可の申請に係る市への報告等に関すること。
- (9) その他地下道の管理に関する事項で市が指定するもの

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

烏丸公共地下道においては、その建設当初から、煙感知器等の防災設備及び防災受信盤の回線等のシステムが、隣接する京都ポルタのシステムと一体のものとして整備されており、両者のシステムは密接不可分の関係にある。京都ポルタの維持管理を行っている JR 西日本京都 S C 開発株式会社に烏丸公共地下道の維持管理を実施させることにより、緊急時において迅速かつ効率的な対応が可能となるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市都市計画マスターplanの策定業務（その2）

### 2 担当所属名

都市計画局都市企画部都市計画課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区中崎西2-4-12

応用技術株式会社

### 6 契約金額（税込み）

8,199,400円

### 7 契約内容

- (1) 素案作成に向けた調査、検討
- (2) 素案の作成
- (3) 素案に関するパブリックコメント用資料等の作成
- (4) 業務報告書の作成

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

令和6年度から開始した本業務は、本市の都市計画の根幹を成すマスターplanの策定に係る業務であるため、受託者には、都市計画諸制度を熟知していることはもとより、本市の都市の特性及び本市全体のまちづくりについて十分な知識を有していることが必須であり、本業務を効率的かつ的確に業務を遂行する技術や業務遂行能力が要求されることから、これらの知識及び技術水準、他の地方公共団体における導入実績といった、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要がある。

また、本業務は、学識経験者で構成される京都市都市計画審議会の部会である「都市計画マスターplan部会」の審議に必要となる調査等を行う必要があり、資料作成等において、企画立案、プレゼンテーション、調整能力を十分に有していることが必須であり、これらもまた、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があることから、令和6年度に公募型プロポーザルを実施し、評価結果が第1順位の提案を行った上記事業者と随意契約を行った（令和6年9月公募、10月選定）。

今年度の業務については、令和6年度の業務から引き続く内容であり、当初から一連の契約締結を予定していたことから、令和6年度に実施した公募型プロポーザルの際に、今年度の業務に係る

見積書の微取を行ったうえで評価を行っている。また、令和6年度の業務についても、問題なく履行完了していることから、今年度においても、令和6年度の契約事業者である応用技術株式会社と随意契約を行う。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度京都市都市計画道路網の見直し業務（その 2）

### 2 担当所属名

都市計画局都市企画部都市計画課

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 2 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 2 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区室町通り綾小路上る鶴鉾町 480 番地  
パシフィックコンサルタンツ株式会社

### 6 契約金額（税込み）

16,940,000 円

### 7 契約内容

- (1) エリア間の検証
- (2) 財政体力を踏まえた検討
- (3) 見直しの考え方、廃止路線（案）のとりまとめ
- (4) 将来交通量推計の算出・評価
- (5) 研究会の運営補助
- (6) 見直しの考え方、廃止路線（案）に関するパブリックコメント用資料等の作成、支援
- (7) 説明会・公聴会の運営補助
- (8) 都市計画審議会資料の作成
- (9) 業務報告書等の作成

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件は京都市全域において未整備となっている都市計画道路の見直し業務であり、見直しに当たっては、昨年度に引き続き行うため、これまでの検討事項や研究会（第 1 回～第 3 回）の経過把握が必要となる。さらに、令和 7 年 5 月下旬に、「エリア間の検証」を予定しており、これを行うためには、昨年度に行った「見直し対象路線の変遷と現状把握」や「エリアの特性把握」などの知識・知見が不可欠である。これらのデータ等は現時点で未整備路線が市全域の約 100 キロメートル（約 80 路線）に関する情報であり、これらの路線の分析に当たっては、各路線が所在する都市情報（一定範囲のエリアの人口分布、用途地域等）に加え、路線ごとの整備状況や交通情報（交通量や混雑度等の情報）、各都市計画道路の都市計画決定に関する変遷（古いもので昭和 2 年に決定されたものがある。）等に係る情報を用いて総合的な評価を行っていることから、その情報量は極めて膨大である。

り、これらを整理・把握したうえで「エリア間の検証」の資料を作成し、本市が求める期日までに作業することは、昨年度に業務を行った事業者以外では、履行が困難である。

また、道路網の見直しについては、現行の都市計画マスターplanにおいて、「都市計画道路の整備状況の推移や各種施策によるまちづくりの進捗状況などを見据え、都市計画道路網の見直しを検討します」と記載していることから、令和8年度に策定予定の次期都市計画マスターplanに、現在見直しを行っている都市計画道路網の状況を反映させる必要がある。そのためには、令和7年度中に研究会を実施し、廃止路線を取りまとめた後、市民意見募集や説明会を実施したうえで、都市計画審議会に議を経る必要があり、これらの業務を遅滞なく履行できることが契約の条件となる。しかし、入札に付そうとする場合は、必要な知識、経過の把握等を有しない者の参加を前提とせざるを得ず、上記のとおり約100キロメートル・約80路線ある未整備路線に係る必要な知識、経過の把握を契約後から行っては、履行期限までの履行が完了できないため、令和6年度の契約事業者であるパシフィックコンサルタンツ株式会社と随意契約を行う。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度パークアンドライド利用の促進業務

### 2 担当所属名

都市計画局歩くまち京都推進室

### 3 契約締結日

令和7年8月4日

### 4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市西区江戸堀1丁目9番16号 2階  
株式会社ミーティング

### 6 契約金額（税込み）

13,483,800円

### 7 契約内容

令和7年度パークアンドライド利用の促進業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

契約の目的である「秋の観光シーズン（令和7年10月～11月）及び春の観光シーズン（令和8年3月）において、重点利用促進駐車場や臨時パークアンドライド駐車場の利用率の向上」を達成するためには、高い技術力（具体的には、本市の交通課題や政策に対する十分な理解と幅広い見識、駐車場事業者等の関係機関との連携・調整能力、効果的なパークアンドライドの広報等に係る企画立案能力・課題分析能力）が不可欠である。このため、本契約については、提案内容、運営体制、これまでの実績、価格その他様々な要素から相手方を選定する必要があり、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行うこととした。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記の理由により、プロポーザル形式により令和7年6月16日（月）～令和7年6月30日（月）まで企画提案書を募集したところ、株式会社ミーティングから企画提案書の提出があり、委員会における審査の結果、同社を選定した。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

関西圏における鉄道を活用した京都市内観光地等への移動ルートの周知・案内業務

### 2 担当所属名

都市計画局歩くまち京都推進室

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階  
株式会社JTB 京都支店

### 6 契約金額（税込み）

19,253,520円

### 7 契約内容

大阪府内等の旅客案内施設・宿泊施設等における、ポスター・チラシ等の広報物を用いての大阪府内から入洛する日本人及び外国人観光客に向けた、多言語での情報発信

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

業務の目的を効率的に達成するためには、広報実施における高度なノウハウや幅広い見識を有することが不可欠であり、価格その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行う。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都駅における臨時交通案内所の設置等による観光客の案内・誘導業務

### 2 担当所属名

都市計画局歩くまち京都推進室

### 3 契約締結日

令和7年7月30日

### 4 履行期間

令和7年7月30日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市下京区四条通り柳馬場西入ニッセイ四条柳馬場ビル2階  
株式会社日本旅行 京都四条支店

### 6 契約金額（税込み）

13,799,680円

### 7 契約内容

多言語（日英中韓）対応可能な期間限定案内所の開設等により、京都駅から観光地へ移動する観光客を、地下鉄をはじめとする鉄道・観光特急バスなど、大量輸送可能な公共交通機関に案内・誘導するとともに、大型手荷物を持った観光客を、臨時手荷物配送・預かり所等に誘導すること。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

業務の目的を効率的に達成するためには、観光客に向けた多言語での情報発信における高度なノウハウや幅広い見識を有することが不可欠であり、価格その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行う。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度 公共交通システムに係る調査業務

### 2 担当所属名

都市計画局歩くまち京都推進室

### 3 契約締結日

令和7年8月7日

### 4 履行期間

令和7年8月7日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3

中央復建コンサルタント株式会社 京都営業所

### 6 契約金額（税込み）

9,944,000円

### 7 契約内容

社会経済情勢の変化や技術の進化など、状況が大きく変化していることを踏まえ、公共交通システムに関し、最新の知見の蓄積等を図ることを目的に、調査を行うもの。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

業務の目的を効率的に達成するためには、公共交通システムや技術基準について最新の知見を有することが不可欠であり、価格その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行う。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都駅一極集中の緩和に向けたデジタル広告による情報発信業務

### 2 担当所属名

都市計画局歩くまち京都推進室

### 3 契約締結日

令和7年8月8日

### 4 履行期間

令和7年8月8日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区中之島2丁目2番地7号 中之島セントラルタワー  
株式会社博報堂プロダクツ 関西支社

### 6 契約金額（税込み）

12,000,000円

### 7 契約内容

京都観光に関心のある観光客に対する、旅マエの段階での、Facebook・Instagram等のデジタル媒体を用いた多言語での情報発信

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

業務の目的を効率的に達成するためには、観光客に向けた多言語による情報発信に関する高度なノウハウや幅広い見識を有することが不可欠であり、価格その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行う。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京北地域に適した移動サービスの検討に向けた調査・検証業務

### 2 担当所属名

都市計画局歩くまち京都推進室

### 3 契約締結日

令和7年7月2日

### 4 履行期間

令和7年7月2日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区新町通夷川下る二条新町717番地  
一般社団法人システム科学研究所

### 6 契約金額（税込み）

6,000,000円

### 7 契約内容

京北地域における既存の移動サービス（京北ふるさとバス以外を含む）の再編方策を立案し、同地域に適した持続可能な移動サービスを検討・具体化することを目的としており、それらに必要となる調査及び検証業務を委託するもの。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

上記の本事業目的を達成するには、都市計画に関する技術・知識が必要となるほか、移動サービスの利用状況及びニーズを的確に分析することが可能な事業者を選定する必要がある。

よって、価格だけでなく、その他様々な要素から契約の相手方を選定するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、公募型プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行った。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度「歩いて楽しいまちなか戦略」推進業務

### 2 担当所属名

都市計画局歩くまち京都推進室

### 3 契約締結日

令和7年6月23日

### 4 履行期間

令和7年6月23日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地  
株式会社 関広

### 6 契約金額（税込み）

6,380,000円

### 7 契約内容

- ・「歩いて楽しいまちなか戦略」推進会議における運営補助
- ・タクシー駐停車マナー向上に向けた取組の実施
- ・物流の整序化に向けた取組の実施
- ・四条通エリアマネジメント業務
- ・四条通地下道アート展「Art Under the Shijo」業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通、烏丸通に囲まれた地区）を中心とした「まちなか」において、安心・安全で快適な歩行空間の確保や賑わいの創出など、歩行者と公共交通を優先した魅力あるまちづくりを目指す「歩いて楽しいまちなか戦略」を推進するため、タクシー駐停車マナーの向上、物流における荷捌きの整序化、四条通エリアマネジメント、四条通地下道の活性化などの課題解決に向けた調査・検討を実施する「歩いて楽しいまちなか戦略」推進業務を行うものである。

業務については、複雑で分かりにくい交通ルールやマナー、四条通地下道の現状や各種課題等について、広く一般に分かりやすく伝える技術やノウハウ等を有するとともに、事業の広報実施における高度な企画力や幅広い見識を有することが不可欠であり、それらを総合的に評価して選定することが求められる。

このため、価格だけではなく、他の様々な要素から契約の相手方を選定する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行うものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本件は、プロポーザルにより業務受託者を公募していた、令和7年度「歩いて楽しいまちなか戦略」推進業務について、6月5日に選定委員会による書類審査を行った結果、株式会社関広を業務受託候補者として選定した。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度京都駅八条口一般車乗降場における車両誘導・啓発等業務

### 2 担当所属名

都市計画局歩くまち京都推進室

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市東山区三条通白川橋東六丁目今道町250番地の5  
株式会社コトナ

### 6 契約金額（税込み）

29,722,550円

### 7 契約内容

八条通の円滑な交通の確保を目的に、京都駅八条口一般車乗降場を利用する車両に対し、誘導及び啓発・指導等業務を委託するもの。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の受託者選定に当たっては、警備員の配置体制や、駐停車車両に対する啓発及び指導方法について提案を求めることで、より効率的かつ効果的に本業務を遂行することができる。

また、本業務の履行においては、実施計画の策定や車両誘導、啓発・指導における高度なノウハウや幅広い見識を有することが不可欠であり、価格その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行った。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

令和7年3月5日に開催した、京都駅八条口一般車乗降場における車両誘導・啓発等業務受託候補者選定委員会において審査を実施した結果、株式会社コトナを特定したため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都駅八条口タクシー配車システム設備更新業務

### 2 担当所属名

都市計画局歩くまち京都推進室

### 3 契約締結日

令和7年6月5日

### 4 履行期間

令和7年6月5日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区豊崎三丁目19番3号ピアスター12階  
株式会社日立パワーソリューションズ関西支店

### 6 契約金額（税込み）

6,797,560円

### 7 契約内容

京都駅八条口タクシー配車システムの設備更新業務を委託するもの。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務で設備更新するタクシー配車システムは、京都駅八条口駅前待機場から離れた場所に第2待機場を設け、駅前待機場の空き状況に応じて、第2待機場からタクシーを送り出すことで、八条通へのタクシーの溢れ出しを防止し、京都駅八条口タクシー乗り場の適正利用を推進することを目的に、導入したシステムである。

本システムは株式会社日立パワーソリューションズが構築したものであり、そのプログラム内容は公開されていない。そのため、システムに不具合が生じた際には、株式会社日立パワーソリューションズ以外の業者では、その原因を追究し解決することができない。

以上の理由により、本システムの設備更新にあたっては、システムを構築した株式会社日立パワーソリューションズでなければ履行することができないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(1)イ(エ)に基づき、株式会社日立パワーソリューションズと随意契約を行った。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 に記載のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和 7 年度 京都市子育て世帯既存住宅取得応援金に関する業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室住宅政策課

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区中町通丸太町下る駒之町 561 番地 10  
京都市住宅供給公社

### 6 契約金額（税込み）

24,840,000 円

### 7 契約内容

- (1) 京都市子育て世帯既存住宅取得応援金に関する問合せ及び相談対応に係る業務
- (2) 京都市子育て世帯既存住宅取得応援金の申請受付に係る業務
- (3) 申請の手引等の作成に係る業務
- (4) 制度の周知に係る業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市子育て世帯既存住宅取得応援金に関する業務（以下、「本業務」という。）で扱う、京都市子育て世帯既存住宅取得応援金（以下、「京都安心すまい応援金」という。）は、「結婚・子育て期の世代の市外流出の防止」と「既存住宅の流通促進」を目的に、未就学の子どもがいる世帯等を対象に、居住用として既存住宅を購入し、リフォーム工事を行う場合に、最大 200 万円の応援金を交付し、「京都に住みたい」を後押しする制度である。京都安心すまい応援金は、補助金ではなく応援金として、他の改修補助金との併用を可能とするとともに、金融機関との連携により、京都安心すまい応援金利用者には住宅ローンをお得に利用いただけるなど、更なる経済的支援を行えるよう、制度設計をしている。また、本業務では、すまい探しから、リフォームの相談、事業者紹介、他の補助金や住宅ローンの案内、京都安心すまい応援金の申請手続き等、すまいのワンストップ総合窓口を設置することとしている。

したがって、本業務の委託相手方には、次の 2 つの能力が求められる。

- ① 住宅に関する幅広い知識や情報収集能力を有すること。
- ② 住宅に関する総合的なワンストップ窓口として、一元的かつ横断的な対応を行うための継続的で総合的な業務遂行能力を有していること。

以上のことから、本業務については、受託者の能力、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法等に顕著な差異が現れるものであるため、競争入札には適さない。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、以下のとおり京都市住宅供給公社（以下「市公社」という。）と随意契約を行う。

#### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

#### 10 契約の相手方の選定理由

市公社は、住宅の分譲、賃貸住宅の供給、管理等の実績による住宅に関する幅広い知識や、京都らしい暮らし方を提供する能力を有している。また、建築・不動産関係団体等とのネットワークを構築しており、そのネットワークを通じた情報収集能力を有している。

さらに、すまいに関する相談対応、市民の視点に立った情報提供ができる人員体制及び実務経験も有している。

加えて、住生活基本法の付帯決議（衆議院国土交通委員会及び参議院国土交通委員会）において、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進を図るため、地方住宅供給公社について、住宅政策の実施機関としての責務を踏まえ、その機能が十分発揮されるようにすることとされているほか、本市住宅マスタープランにおいても、市公社を本市の住宅政策を補完するための適切な住情報の提供等を行う公的な機関として位置付けている。

以上の理由から、市公社は、本市から安心すまいづくり推進事業に関する業務委託を受け、平成25年度から「京安心すまいセンター」を設置し、すまいに関するワンストップ窓口として、誰もが安心して住み続けられるすまいづくりを継続的に支援する業務を実施しており、既に業務遂行の体制を有している。さらに、これまでの子ども向けや子育て世帯向けの講座等の実績を活かして、住教育・住育についても効果的に推進することが可能である。

したがって、本業務の委託相手方に求める能力を有している事業者は市公社の他に存在しないことから、市公社を選定する。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度京都市安心すまいづくり推進事業に関する業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室住宅政策課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地10  
京都市住宅供給公社

### 6 契約金額（税込み）

72,890,000円

### 7 契約内容

- (1) すまいに関する総合的な相談に係る業務
- (2) すまいに関する情報発信等に係る業務
- (3) 京都市すまいの事業者選定支援制度に係る業務
- (4) 居住支援に係る業務
- (5) 住宅の省エネルギー化推進に係る業務
- (6) 分譲マンションの管理の適正化に向けた支援に係る業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、住宅に関する多様な分野の情報発信を行うとともに、市民に寄り添ったすまいに関する相談や住宅に関する講座等の実施や住宅支援に係る事業の受付の実施等により、すまいに関するワンストップ窓口として、誰もが安心して住み続けられるすまいづくりを継続的に支援する必要がある。

そのため、受託者は、①住宅に関する幅広い知識や情報収集能力を有すること、②公平かつ公正に住情報を提供でき、住宅セーフティネットとしての住宅相談に必要で公的な信用力を持っている、③すまいに関する総合的なワンストップ窓口として、一元的かつ横断的な対応を行い、継続的かつ総合的な業務遂行能力を有すること、という3つの条件を全て満たしている必要がある。

京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）は、賃貸住宅の供給、管理等の実績による住宅に関する幅広い知識や、建築・不動産等の関係団体とのネットワークを通じた情報収集能力を活かし、効率的かつ効果的な業務遂行を行える体制を有し、上記の①③を満たす。また公社は、地方住宅供給公社法に基づき、地方公共団体のみが出資し、国土交通大臣の許可を受けて設立した法人である

ため、②を満たし、全ての条件を備える事業者が公社の他に存在しないことから、随意契約とする。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

洛西ニュータウン関連維持管理・整備事業

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室住宅政策課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10

京都市住宅供給公社

### 6 契約金額（税込み）

68,760,232円

### 7 契約内容

#### ・洛西ニュータウン維持管理事業

洛西ニュータウンの良好な居住環境の維持のための洛西ニュータウン内外における土地及び市有地・施設等に関連する点検、調整、維持管理等（緑地、竹林公園、公共広場等）

#### ・洛西ニュータウン整備事業

洛西ニュータウン内にあるサブセンター等の活性化を目的とした整備

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

洛西ニュータウンには、京都市所有の施設・土地と京都市住宅供給公社（洛西事業部）所有の施設・土地が複雑に混在している。そのため、両者の所有する施設・土地を一体的なものとして、現況調査、補修・改修必要箇所の判定、計画的な補修・改修工事の施工等を行う必要がある。

よって本委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、京都市住宅供給公社との随意契約とする。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

洛西ニュータウンには、京都市所有の施設・土地と京都市住宅供給公社（洛西事業部）所有の施

設・土地が複雑に混在している。そのため、両者の所有する施設・土地を一体的なものとして、現況調査、補修・改修必要箇所の判定、計画的な補修・改修工事の施工等を行う必要がある。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

洛西ニュータウン内の公共空間を活用した市民協働によるまちづくりの支援業務

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室住宅政策課

### 3 契約締結日

令和7年5月8日

### 4 履行期間

令和7年5月8日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市淀川区西中島4-13-24 花原第3ビル303

株式会社s t u d i o - L

### 6 契約金額（税込み）

7,810,000円

### 7 契約内容

広場や公園等の公共空間を拠点とした洛西ニュータウンのまちづくりの機運を高めていくため、市民、行政等の公共空間を取り巻く多様なステークホルダーをつなぎ、市民協働による公共空間の利活用促進に向けた持続可能な体制構築の伴走支援を行う。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施に当たっては、令和6年度から開始した市民協働型のプロジェクト「RAKUSAI Pub. Lab.」を更に深化させ、市民協働による公共空間の利活用促進と、持続可能な体制構築の伴走支援を行うものであり、多様な経験やスキルが求められるだけでなく、公共空間の利活用に関する深い知識、多様な主体との調整能力等が求められる。

よって、性質又は目的が競争入札に適さないものに該当すると認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行う。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

簡易公募型プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、適切に業務を履行できるものとして判断されたため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

洛西タウンセンター広場等の再整備に係る測量及び基本設計業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室住宅政策課

### 3 契約締結日

令和7年5月12日

### 4 履行期間

令和7年5月13日から令和8年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338番地  
日本工営都市空間株式会社 京都事務所

### 6 契約金額（税込み）

19,030,000円

### 7 契約内容

令和6年度に取りまとめた「洛西グランドデザイン2033 vol.2」、「洛西タウンセンター広場等整備構想」を具体化するため、洛西タウンセンター内の広場等の再整備に係る測量及び基本設計を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、商業施設、広場、公園、河川空間という異なる性質、管理区分が混ざった空間を一体的にリニューアルするとともに、実際に活用される空間とするため、令和6年度から実施している市民協働プロジェクト「洛西パプラボ」とも連携しながら、リニューアル後に市民協働、公民連携による公共空間の利活用が促進される空間づくりを目指したものであり、ランドスケープデザインに係る多様な経験やスキルが求められるだけでなく、公共空間の利活用に関する深い知識、多様な主体との調整能力等が求められる。

よって、性質又は目的が競争入札に適さないものに該当すると認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行う。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

簡易公募型プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、適切に業務を履行できるものとして判断されたため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度空き家相談窓口受付等業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室住宅政策課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区東九条南河辺町85番地3  
京都府行政書士会

### 6 契約金額（税込み）

23,275,000円

### 7 契約内容

空き家所有者による自主改善をより効率的に進めるため、民間活力を活用した相談窓口を設置し、空き家の更なる活用・流通に向けた支援等を行う。また、空き家所有者に対する「京都市空き家等の活用・流通補助金」の交付に係る事務及び京都安心すまいバンク窓口等の業務を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施に当たっては、空き家のみならず、固定資産税、建築、不動産等、多様な専門知識・経験や様々な相談への対応力が必要であるため、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素を評価する簡易公募型プロポーザルにより契約の相手方の選定を行った。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

「Kyoto Dig Home Project」の推進業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室住宅政策課

### 3 契約締結日

令和7年4月18日

### 4 履行期間

令和7年4月21日から令和8年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区式阿弥町130番地 SHIKI AMI CONCON no.2  
株式会社都市機能計画室

### 6 契約金額（税込み）

5,810,000円

### 7 契約内容

若者・子育て層の流出という都市課題に対して、市場性の低い中古住宅を活用し、次代のまちの担い手となる層が魅力に感じ、選択できる多様なすまいの実現可能な供給策及び情報発信を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施に当たっては、建築、不動産、金融、メディア等の多様な専門知識、経験及びプロジェクトの進行に向けて多様な主体をまとめるファシリテーション力や対応力が必要であるため、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素を評価する簡易公募型プロポーザルにより契約の相手方の選定を行った。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

住宅管理システム運用・保守対応業務

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室住宅管理課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

住宅管理システム運用・保守対応業務委託コンソーシアム

京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8

(代表者) 日本電気株式会社

### 6 契約金額（税込み）

25,785,650円

### 7 契約内容

住宅管理システムの安定的な稼働を目的とするための運用保守業務及び改修、障害対応等。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託業務を安定かつ確実に遂行するためには、住宅管理システムの既存の機能や構造に係る知識が必要である事に加え、住宅管理システムの構築及び運用を実施し、同システムに関する排他的な著作権を有する日本電気株式会社のみが履行可能であるため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

向島市営住宅9街区管理業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室住宅管理課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区深草西浦町三丁目70番地 第5長栄アストロビル  
株式会社長栄

### 6 契約金額（税込み）

8,137,800円

### 7 契約内容

- (1) 入居に関する業務
- (2) 退去に関する業務
- (3) 日常巡回業務
- (4) 24時間緊急対応に関する業務
- (5) 共用部分定期清掃に関する業務
- (6) 活用対象団地内におけるコミュニティ活性化に関する業務
- (7) 活用対象団地及び活用住戸に関する広報等を通じた向島地域のエリアブランドイメージの向上に関する業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託業務については、令和5年5月12日に公募を実施した、「向島ニュータウンの活性化に向けた市営住宅の空き住戸活用事業に係る事業者募集」に基づき委託するものであり、当該公募において選定した相手方である株式会社長栄のみが履行可能であることから、競争入札には適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市市営住宅の管理に関する協定

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室住宅管理課

### 3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区中町通丸太町下る駒之町 561 番地の 10  
京都市住宅供給公社

### 6 契約金額（税込み）

3,768,919,000 円

### 7 契約内容

京都市市営住宅の管理代行及び公金収納委託

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

管理代行制度は、地域において管理主体が異なる公的賃貸住宅を一体的に管理し、管理の一層の効率化を図るとともに、地域の実情に応じたきめ細かな対応を可能とするために創設されたもので、本市以外の地方公共団体又は地方住宅供給公社が本市の同意に基づき、その管理を代わって行うことができるとしているものである。

本市では、公的賃貸住宅を一体的に管理することで、サービスを拡充すること、また、事実行為から権限行使までを一貫して実施することによって業務の効率化を図ることを目的に、平成 17 年度から管理代行制度を活用している。

管理代行者は、公営住宅法第 47 条第 1 項により、本市を所管区域とする京都府、京都府住宅供給公社又は京都市住宅供給公社に限定されるが、京都府及び京都府住宅供給公社には代行の意志がないため、京都市住宅供給公社に限定される。

なお、公営住宅以外の住宅（旧再開発住宅、特定公共賃貸住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び旧コミュニティ住宅で計約 5 千戸）は管理代行制度の対象外であるが、市内各地に公営住宅と改良住宅等が混在していること、また、公営住宅と一体化した電算システムを構築していることなどから、公営住宅と一体化して管理する方が運営面・コスト面において効率的であるため、本業務を実施できるのは公社のみであり、性質又は目的が競争入札には適さないため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

被災者向け住宅情報センター運営に関する業務

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室住宅管理課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10  
京都市住宅供給公社

### 6 契約金額（税込み）

29,304,000円

### 7 契約内容

- (1) 被災者向け住宅情報センター運営業務
- (2) ウクライナからの戦災避難民への住宅の提供に関する業務

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

- (1) 被災者に対しての避難先としての住戸の提供は緊急を要するものであることから、委託先には被災者への住宅提供を、公営住宅・民間住宅の別を問わず、ワンストップで実施し迅速に対応する能力が必要である（公営住宅の提供に当たっては、火災等被災者を含め本件委託業務の対象となる被災者全てに迅速に対応する能力が求められる）。

一方で、京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）は、公営住宅法第47条第1項の規定に基づき、本市公営住宅の管理業務（管理代行）を行っている。この管理代行は、公営住宅の管理権限（入居者の募集・決定、清掃・修繕等の維持管理等）を事業主体である本市に代わって行うものであり、被災者を含めた公営住宅への入居希望者に対し、公営住宅住戸の提供を行う業務の実施に当たり、提供住戸の選定修繕から維持管理までの業務を既存の居住者との調整や住環境の維持を含めて実施できるのは、公社のみであり、性質又は目的が競争入札には適さないため。

- (2) 戦災避難民に対しての避難先としての住戸の提供は緊急を要するものであることから、委託先には戦災避難民への住宅提供を、迅速に対応する能力が必要とされる。委託先には、実施に際し迅速に対応する能力が必要であり、本市のワンストップ窓口と密な連携が求められる。

一方で、京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）は、公営住宅法第47条第1項の規定に基づき、本市公営住宅の管理業務（管理代行）を行っている。この管理代行は、公営住宅の管理権限（入居者の募集・決定、清掃・修繕等の維持管理等）を事業主体である本市に代わって行う

ものであり、戦災避難民の公営住宅への入居希望者に対し、公営住宅住戸の提供を行う業務の実施に当たり、提供住戸の選定修繕から維持管理までの業務を既存の居住者との調整や住環境の維持を含めて実施できるのは、公社のみであり、性質又は目的が競争入札には適さないため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度深草市営住宅敷地及び越後屋敷市営住宅敷地に係る境界確定業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室住宅管理課

### 3 契約締結日

令和7年6月27日

### 4 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地  
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

### 6 契約金額（税込み）

7,547,100円

### 7 契約内容

深草市営住宅敷地及び越後屋敷市営住宅敷地の現地調査や測量業務

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は、深草市営住宅敷地及び越後屋敷市営住宅敷地の今後の跡地活用に当たり、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示を行うものであり、対象資産の早期の有効活用に向け、迅速かつ適正に進める必要がある業務である。

委託先の選定に当たっては、このような業務の目的、性質に照らし、受託者の組織体制、信用、技術力、経験等を総合的に勘案する必要がある。

本件業務の委託先として選定した公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「同協会」という。）は、土地家屋調査士法第63条を根拠に、社員である土地家屋調査士及び同調査士法人がその専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された法人であり、その信頼性が高く、幅広い業務に対応可能な組織体制を備えている。

また、同協会は、これまで京都府、府内各地方公共団体及び本市の境界確定等業務の委託先として相当の実績を有していることに加え、緊急時の代替社員の確保や成果品作成に係る社員向けの独自研修の実施など、迅速かつ適正で確実な業務遂行に向けた体制も備えている。このような性質を備えた法人は京都市域においては同協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同協会に業務委託するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和7年度石田東及び石田西市営住宅敷地に係る底地整理業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室住宅管理課

### 3 契約締結日

令和7年7月22日

### 4 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地  
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

### 6 契約金額（税込み）

10,147,500円

### 7 契約内容

石田東及び石田西市営住宅敷地の現地調査や測量業務

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は、石田東及び石田西市営住宅敷地の今後の跡地活用に当たり、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示を行うものであり、対象資産の早期の有効活用に向け、迅速かつ適正に進める必要がある業務である。

委託先の選定に当たっては、このような業務の目的、性質に照らし、受託者の組織体制、信用、技術力、経験等を総合的に勘案する必要がある。

本件業務の委託先として選定した公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「同協会」という。）は、土地家屋調査士法第63条を根拠に、社員である土地家屋調査士及び同調査士法人がその専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された法人であり、その信頼性が高く、幅広い業務に対応可能な組織体制を備えている。

また、同協会は、これまで京都府、府内各地方公共団体及び本市の境界確定等業務の委託先として相当の実績を有していることに加え、緊急時の代替社員の確保や成果品作成に係る社員向けの独自研修の実施など、迅速かつ適正で確実な業務遂行に向けた体制も備えている。このような性質を備えた法人は京都市域においては同協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同協会に業務委託するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

「京都市市営住宅ストック総合活用指針」住替え事業に係る移転支援業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室住宅管理課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区岩倉幡枝町2041番地  
株式会社創建設

### 6 契約金額（税込み）

27,170,000円

### 7 契約内容

「京都市市営住宅ストック総合活用指針」において、耐震性能が低く、他の市営住宅への住替えが必要となる「住替え実施団地」と位置付けられている市営住宅の入居者に対し、戸別訪問等による事業説明、書類配布・回収及び相談対応等を行い、円滑に住替えができるよう支援を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

「京都市市営住宅ストック総合活用指針」住替え事業に係る移転支援業務（以下、「本業務」という。）は、市営住宅住替え事業（住替え実施団地）として、「京都市市営住宅ストック総合活用指針」に基づく住替え実施団地の入居者に対して、戸別訪問等による書類配布・回収及び相談対応等を行い、移転者を移転期日までに、円滑に移転できるよう支援を行うものである。

本業務の確実な履行に当たっては、全ての移転者に寄り添った円滑な移転を目指すことはもとより、確実に住替え事業の完了を目指すといった視点から、入居者への説得等について、民間事業者の視点から有効策を提示したうえで、本市と協働による事業遂行や、効果的で効率的な住棟閉鎖や不法投棄対策といったアイデア提示の内容に基づいて受託者を決定することが重要となる。

以上のことから、事業者が持つ能力や経験に基づくノウハウ等を把握し、確実に業務を履行できる能力を有するかを審議し、価格以外の評価も加えて、契約の相手方を選定する必要があるため。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

養正市営住宅団地再生事業に伴う底地整理等業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

### 3 契約締結日

令和7年4月21日

### 4 履行期間

契約の日から令和8年3月13日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地  
公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

### 6 契約金額（税込み）

13,359,500円

### 7 契約内容

養正市営住宅団地再生事業において、未確定となっている土地境界を確定させるもの。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行うものであり、本件業務を受注できる市内入札参加有資格者は、二者となる。

二者のうち一者からは、本件業務を受注できない旨の回答を得ており、受注可能な本市指名業者は京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会の一者に限られることから、入札に適さないため随意契約を締結したもの。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

改進地区境界確定等業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

### 3 契約締結日

令和7年4月1日

### 4 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地  
公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

### 6 契約金額（税込み）

8,096,000円

### 7 契約内容

改進地区において、団地再生事業の実施に向けた地区全体の測量を実施するほか、小規模事業用地の売却に向けた境界確定及びその他図面作成等を委託する。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行うものであり、本件業務を受注できる市内入札参加有資格者は、二者となる。

二者のうち一者からは、本件業務を受注できない旨の回答を得ており、受注可能な本市指名業者は京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会の一者に限られることから、入札に適さないため随意契約を締結したもの。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市養正市営住宅整備工事設計業務委託  
ただし、Y3棟新築その他工事設計業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

### 3 契約締結日

(当初) 令和7年3月28日  
(変更) 令和7年8月1日

### 4 履行期間

着工命令の日から令和8年12月28日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区仁王門通川端東入新丸太町37番地の6  
株式会社三宅建築事務所

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) 106,700,000円  
(変更後) 111,998,700円

### 7 契約内容

養正市営住宅第二期更新棟建設に向けた、既存13棟の解体設計並びにY3棟の基本及び実施設計に係る設計業務。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

令和7年3月から適用される設計業務委託等技術者単価が引き上げられたことに伴い、請負者から、新単価での積算に基づく業務委託料に変更する特例措置を実施するよう請求があったため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

公募型簡易プロポーザル方式により決定。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市錦林市営住宅新築工事設計業務委託  
ただし、新K 2棟及びK 3棟（仮称）設計意図伝達等業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

### 3 契約締結日

令和7年4月30日

### 4 履行期間

契約の日の翌日から令和8年6月30日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区仁王門通川端東入新丸太町37番地の6  
株式会社三宅建築事務所

### 6 契約金額（税込み）

2,552,000円

### 7 契約内容

新棟建設工事に係る設計意図伝達業務等の業務委託

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は、本工事に係る基本設計及び実施設計を受託した者に委託することが必要であり、特定の1者でなければ提供できない役務に係る契約であると認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」2の(1)イ(イ)に基づき、本工事の基本設計及び実施設計業務を受託した株式会社三宅建築事務所に業務委託するものである。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市市営住宅団地再生事業三条市営住宅更新棟（第3期）等基本計画策定支援業務

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

### 3 契約締結日

令和7年6月11日

### 4 履行期間

契約の日の翌日から令和8年3月16日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町579-1

株式会社住建設計

### 6 契約金額（税込み）

25,300,000円

### 7 契約内容

三条市営住宅更新棟（第3期）基本計画の作成に対する技術的な支援

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

団地作成計画で定められた事業の目的と方針を正しく理解したうえで、開発許可基準や建築基準法等の法令による規制、事業経費の縮減、工事区画、工事車両経路、工事中における当該市営住宅団地の入居者の安全確保及び負担軽減等を総合的に検討するとともに、当該市営住宅団地の入居者、まちづくり組織等への説明と調整が必要となることから、受託候補者の選定段階において、業務に取組む手法や体制等についての提案を求め、書類により、提案者の価格以外の審査（知識、技術力、ノウハウ及び説明対応の経験等）を行い、本業務の適切な履行が可能な者を選定する必要があるため、簡易公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定し、随意契約を行ったもの。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

養正市営住宅団地再生事業に係る入居者移転支援業務

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

### 3 契約締結日

令和7年5月1日

### 4 履行期間

契約の日の翌日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

株式会社ビードリーム

京都市中京区油小路通竹屋町下る橋本町494番地1

### 6 契約金額（税込み）

22,000,000円

### 7 契約内容

団地住民の既存住棟から更新棟への本移転に係る際の支援業務

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の履行に当たっては、居住者が移転期日までに更新棟への移転に応じるよう居住者と信頼関係を築き、同市営住宅全体の移転に係る合意形成を図る必要があるため、広く事業者を募集し、その提案内容を精査し、もっとも効率的かつ、効果的な手法で本業務を履行できる事業者を選択することが求められる。

仮に価格のみで事業者と契約した場合、事業者の選定において重要な合意形成能力及び同地域の特色や地元ニーズの理解はもとより、地域の各種団体との信頼関係の構築等が業務を履行するうえで、顕著な差として現れる。

また、これらの能力や経験を事業者決定後に取得するためには、相当の期間を要することが予想され、本業務の履行が大幅に遅れる可能性がある。

したがって、受託者の選定段階において、業務体制や本市の提示する課題への提案を求め、応募する者の知識、技術力、経験等の能力に関する書類審査を行い、本業務の適切な履行が可能な技術力等を有するものを選定する必要があるため、プロポーザル方式により受託候補者を選定し、随意契約を行うこととした。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

三条・岡崎市営住宅及び壬生東・壬生市営住宅団地再生事業に係る入居者移転支援業務

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

### 3 契約締結日

令和7年4月25日

### 4 履行期間

契約の日の翌日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

株式会社創建設／明日香サポートサービス株式会社／イーチ合同会社

京都市左京区岩倉幡枝町2041番地

株式会社創建設

### 6 契約金額（税込み）

22,500,000円

### 7 契約内容

団地住民の既存住棟から更新棟への本移転に係る際の支援業務

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の履行に当たっては、居住者が移転期日までに更新棟への移転に応じるよう居住者と信頼関係を築き、同市営住宅全体の移転に係る合意形成を図る必要があるため、広く事業者を募集し、その提案内容を精査し、もっとも効率的かつ、効果的な手法で本業務を履行できる事業者を選択することが求められる。

仮に価格のみで事業者と契約した場合、事業者の選定において重要な合意形成能力及び同地域の特色や地元ニーズの理解はもとより、地域の各種団体との信頼関係の構築等が業務を履行するうえで、顕著な差として現れる。

また、これらの能力や経験を事業者決定後に取得するためには、相当の期間を要することが予想され、本業務の履行が大幅に遅れる可能性がある。

したがって、受託者の選定段階において、業務体制や本市の提示する課題への提案を求め、応募する者の知識、技術力、経験等の能力に関する書類審査を行い、本業務の適切な履行が可能な技術力等を有するものを選定する必要があるため、プロポーザル方式により受託候補者を選定し、随意契約を行うこととした。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり